

議案第106号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市福祉事務所条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

- (1) 福岡市福祉事務所条例（昭和33年福岡市条例第47号）第2条
- (2) 福岡市立ひとり親家庭支援センター条例（昭和60年福岡市条例第46号）第1条
- (3) 福岡市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例（昭和63年福岡市条例第11号）第3条第1項第4号

(福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

(福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第4条 福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡

市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(福岡市立心身障がい福祉センター条例の一部改正)

第5条 福岡市立心身障がい福祉センター条例(昭和54年福岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第6号中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第7号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第8号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(福岡市立療育センター条例の一部改正)

第6条 福岡市立療育センター条例(平成14年福岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第4号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第5号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(福岡市立医療型児童発達支援センター条例の一部改正)

第7条 福岡市立医療型児童発達支援センター条例(昭和48年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第2号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(福岡市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第8条 福岡市立児童発達支援センター条例(昭和48年福岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第9条 福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(平成24

年福岡市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第10条第6号ただし書中「薬事法」を「医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律」に, 「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。